

『岡山商大論叢』(岡山商科大学)

第42巻第1号 2006年7月

Journal of OKAYAMA SHOKA UNIVERSITY

Vol. 42 No. 1 July 2006

《判例研究》

貸金業者の債務者に対する取引履歴の開示義務

最高裁平成17年7月19日第三小法廷判決¹⁾

(最高裁平16(受) 第965号 過払金等請求事件——破棄差戻)

倉 持 弘

【事件の概要】

1 貸金業者であるYは、平成4年から平成14年までの間に109回にわたりXに金銭を貸し付け、129回にわたってXから弁済を受けた。なお、これらの貸付けの約定利率は利息制限法の制限利率を超過したものであった。Xから債務整理の依頼を受けた弁護士は、Xの代理人としてYに対して過去の取引履歴を開示するよう何度も求めたにもかかわらず、Yは取引履歴を開示しなかった。そのため、XがYに対して、①支払い済みの利息について、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求めるとともに、②Yが取引履歴の開示要求に応じなかったためにXの債務整理が遅れ、Xは精神的に不安

¹⁾ 判例時報1906号3頁、判例タイムズ1188号213頁。

定な立場に置かれたとして、不法行為による慰謝料の支払を求めた。①の過払金請求については第1審において認容され、Yはこれに対して不服申立をしていない。②について第1審は、不法行為の成立を認めず慰謝料請求を棄却したため、Xが控訴した。

2 原審は、①貸金業法その他の法令上、貸金業者の取引履歴の開示義務を定めた明文規定はなく、また信義誠実の原則から、当然に、取引履歴の開示義務が導かれる解することも困難である、②貸金業者が取引履歴を開示しないことが、信義誠実の原則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上、違法と評価される場合もあり得るが、本件においては、Xは、債務を確定し債権者への平等弁済等を図るためではなく、過払金返還請求をするために、取引履歴の開示要求をしたものであり、これに応じなかったYの行為をもって、信義則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上違法と評価することは困難である、③債務整理が遅れたことによるXの精神的負担は、基本的には、過払金返還請求（遅延損害金を含む。）が認められることにより損害がてん補される関係に立つものというべきであり、それを超えた特別の精神的損害が発生するような事情は見当たらない、として、Xの慰謝料請求を棄却すべきものとした。そこで、Xが上告受理の申立てをした。

【判 旨】

- 1 貸金業法19条及びその委任を受けて定められた貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）16条は、貸金業者に対して、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに、貸付けの契約について、契約年月日、貸付けの金額、貸付けの利率、弁済金の受領金額、受領年月日等、貸金業法17条1項及び18条1項所定の事項を記載し、これを保存すべき義務を負わせている。
- 2 貸金業法は、貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するに当たり、17

条1項所定の事項を記載した書面を債務者に交付し、弁済を受けた都度、直ちに18条1項所定の事項を記載した書面を弁済者に交付すべき旨を定めているが、長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくとも、交付を受けた17条書面等の一部を紛失することはあり得るというべきであり、貸金業法及び施行規則は、このような場合も想定した上で、貸金業者に対し、貸金業法17条1項及び18条1項所定の事項を記載した業務帳簿の作成・備付け義務を負わせたものと解される。

3 貸金業法は、貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済（貸金業法43条によって、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超えているにもかかわらず、有効な利息債務の弁済とみなされる弁済）をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ったものと解するのが相当である。

4 以上のような貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うもの

と解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

5 本件については、Xの取引履歴の開示要求に上記特段の事情があったことはうかがわれず、Xは、債務整理を弁護士に依頼し、Yに対し、弁護士を通じて、半年近く、繰り返し取引履歴の開示を求めたが、Yがこれを拒絶し続けたので、Xは、その間債務整理ができず、結局、本件訴訟を提起するに至ったというのであるから、Yの上記開示拒絶行為は違法性を有し、これによってXが被った精神的損害については、過払金返還請求が認められることにより損害がてん補される関係には立たず、不法行為による損害賠償が認められなければならない。

【検討】

1 貸金業者の債務者に対する取引履歴の開示義務については、これまで下級審の判断が別れていた²⁾が、本判決はこの問題についての初めての最高裁判決である。これまでの下級審判決には、貸金業法についてはその文言から、また、旧大蔵省通達や金融庁事務ガイドラインについては、それらが行政指導であって、それ自体は法的効果をもたないことから、それらから開示義務を導き出すことはできないとするものが多い³⁾。そのため、開示義務を肯定する判決のほとんどはその根拠として信義則をあげているが、信義則を働かせる事情として貸金業法等の趣旨があげられることがある。その他の信義則を働かせる事情として考慮されているのは、①公益性＝多重債務者がその債務額を確定し、各債権者に対して公平で平等な弁済等を図るために取引履歴の開示が必要であ

²⁾ 開示義務の否定例としては、大阪高裁平成13年1月26日（金判1129号26頁）、名古屋高裁平成14年2月20日判決（消費者法ニュース57号62頁）などがあげられる。

³⁾ 例外として札幌地裁平成10年12月18日判決（消費者法ニュース44号19頁）は、取引履歴開示義務の根拠として、貸金業法及びこれに基づく通達「貸金業者の業務運営に関する基本事項」をあげている。

る⁴⁾⁵⁾、あるいは、多重債務者が債務を整理して経済的更生を図ることは、国民全体の利益である公共の安寧秩序を維持する観点から必要である⁶⁾⁷⁾、②情報格差と開示の容易性＝貸金業者と借手である消費者との間には、利息制限法や貸金業規制法などの法律や契約一般に関する情報について格差があるというだけでなく、貸金業者は個々の債務者との取引履歴を業務として管理保存しており、従ってそれを開示することも容易であるのに対し、借手である消費者は貸金業者から交付を受けた領収書などの書面を紛失してしまいやすい⁸⁾⁹⁾、③開示しない理由の不当性＝貸金業者が取引履歴を開示することが容易であるにもかかわらず、これを開示しないのは、過払金があるにもかかわらずその返還請求を断念させようとするものであり、このような意図は相当性を欠く¹⁰⁾、という3点があげられる¹¹⁾。

2 本判決も、信義則を根拠に開示義務を肯定したものであるが、その際に考慮されている事情としては、まず「貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、……債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、……貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図った」とする貸金業法の趣旨があげられている。しかし、①公益性については、原審は「本件の場合、Xは、債務を確定し債権者へ

⁴⁾ 札幌地裁平成13年6月28日判決（判時1779号77頁、金判1129号26頁、消費者法ニュース49号39頁）。

⁵⁾ 東京高裁平成14年3月26日判決（判タ1094号279頁、判時1780号98頁、金判1148号16頁）。

⁶⁾ 東京地裁平成13年6月11日判決（判タ1087号212頁）。

⁷⁾ 前掲注4)判決。

⁸⁾ 大阪地裁平成12年9月8日判決（消費者法ニュース45号19頁）。

⁹⁾ 前掲注3)判決、注4)判決。

¹⁰⁾ 前掲注3)判決、注4)判決。

¹¹⁾ 過去の判例の整理については、金田洋一「解説」判タ125号70頁、小野秀誠「判評」判評525（判時1794号203頁）参照。また、過去の判例から本判決までの流れを追い、さらに本事案後に施行された個人情報保護法との関係について検討したものとして長尾治助監修『新版 判例貸金業規制法』83頁参照。

の平等弁済等を図るためではなく、過払金返還請求をするために、……取引履歴の開示要求をしたものであり、これに応じなかったYの行為をもって、信義則に著しく反し、社会通念上容認できないもの」とすることは困難であるとして、公益性が欠けていることを開示要求の拒否が信義則に著しく反するものではないとする理由の1つにあげているが、本判決は、公益性を問題とせずに、信義則上の開示義務を認めている。②情報格差と開示の容易性については、貸金業者については、貸金業法によって、債務者ごとに取引履歴を業務帳簿に記載し、保存する義務が課されており、従って業務帳簿に基づいて取引履歴を開示することが容易である一方、債務者については「長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくとも、交付を受けた17条書面等の一部を紛失することはあり得る」としている、③開示しない理由の不当性については、取引履歴が開示されないことによって、債務者が「弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性がある」と述べられているが、貸金業者が債務者にそのような不利益を被らせようとして開示していないといった指摘はなく、ここでは単に開示が行われないことによって債務者が大きな不利益を被る可能性と開示をすることの容易さ、「貸金業者に特段の負担は生じない」こととの衡量がなされているものと思われる。

3 本判決は「貸金業者は、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」と述べ、取引履歴開示義務を金銭消費貸借契約の付随義務であるとしている。付随義務¹²⁾と言われるものについては、給付価値の実現に

¹²⁾ 取引履歴開示義務が付随義務と言われるもののうちのどれにあたるかについては、前掲注1）の判時、判タの本判決についてのコメント参照。

奉仕するものとして認められる債務者の付隨的注意義務（説明義務等）と債権者・債務者が相互に相手方の生命・身体・所有権その他の財産的利益の保護を目的とする保護義務（安全配慮義務等）の二つに分けて論じられるのが一般的であろう。しかし、取引履歴開示義務は、消費貸借契約の主たる給付の実現に奉仕するものではないし¹³⁾、債務者ではなく債権者である貸金業者に課される義務である以上、付隨的注意義務には属さない。債権者の義務であるという点では、債権者である使用者が債務者である労働者に対して負う雇用関係における安全配慮義務¹⁴⁾に類似する点はあるが、取引履歴開示義務は、債務者の財産的利益の保護に繋がるものであろうか。実際に判決に現れた例では、約定利率が利息制限法の定める制限利率を超えていたために、取引履歴の開示を受けて、約定利率ではなく利息制限法の定める制限利率によって計算をやり直すことで、過払金の請求等が可能となり債務者の財産的利益の向上に繋がっている。しかし、貸金業者に課されるのは単に取引履歴を開示する義務だけであって、約定利率が利息制限法の定める制限利率を超えていたことを債務者に教示する義務が課されるわけでもなく、また仮に約定利率が利息制限法の定める制限利率を超えていない場合には貸金業者は取引履歴を開示する義務を負わないわけでもないであろう。つまり、取引履歴の開示義務は、直接には債務者の財産的利益の保護に繋がるものではなく、従って、取引履歴開示義務を保護義務として捉えることも妥当ではない。本判決において、貸金業者が開示義務を負うか否かを判断するために考慮すべき事情として「一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、……大きな不利益を被る可能性がある」と述べられていることから考えるならば、取引履歴開示義務は、債務者が債務内容を正確に把握することに向けられた義務、債務の履行についての債権

¹³⁾ 久保田優菜「判例分析」判夕1178号236頁。

¹⁴⁾ 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』168頁参照。

者の協力義務と解するのが相当であろう¹⁵⁾。しかし、そのように解したときには、その義務の不履行に対して損害賠償を求めることができるのかが問題となる。この点について、小杉教授は「ここでの慰謝料は、制裁性を帯びた慰謝料といえるのではなかろうか」¹⁶⁾と述べられ、また小野教授は「損害賠償の判断には、損害賠償は開示のいわば手段にすぎないことが考慮されなければならない」¹⁷⁾と述べられている。

4 既に述べたように、本判決では、取引履歴開示義務は、信義則上、貸金業者に課される義務であり、その信義則を働かせるに際して考慮された事情としては、貸金業法の趣旨及び情報格差と開示の容易性を中心をなしているものと思われる。この情報格差の問題について、札幌地裁平成13年6月28日判決¹⁸⁾は、次のように述べている。「消費者金融業者は、消費者に比べ、経済力、情報力のすべての面において著しく優越しており、これを対等な当事者の関係とみるのは相当でない。消費者金融業者、とりわけ被告を含む大手の消費者金融業者は、全国の消費者との取引経過の詳細をコンピューターで一元的に管理しているのに対し、消費者、とりわけ多重債務に陥り債務整理なし自己破産をよぎなくされているような消費者は、利息制限法や貸金業規制法の知識に乏しく、領収書なども保存していないのが現実である。この点については、被告を含む大手の消費者金融業者が全国の多数箇所に設置しているATMを利用することにより、消費者はいつでもどこでも返済ができ、残高と次回弁済額が記入された領収書（明細書）を受領できるため、いきおい領収書の保管に熱心でなくなることも多分に影響しているものと考えられる。ここに示されているのは、貸金業者が事業者としての専門家性＝（医師や弁護士のような特殊領域における高度な専門知識を有すること

¹⁵⁾ 同旨、小杉茂雄「判批」私法判例リマーカス2003年〈上〉53頁。

¹⁶⁾ 小杉・前掲注12) 53頁。

¹⁷⁾ 小野・前掲注8) 207頁。

¹⁸⁾ 前掲注4)。

による専門家性ではなく) 同種の取引を繰り返し大量に行うことによって情報・ノウハウなどを獲得したことによって得られる専門家性を有する一方で、そのような貸金業者を信頼し、自己の取引履歴に関する情報の保持・管理さえも貸金業者に依存する消費者(債務者)であり¹⁹⁾、貸金業者の取引履歴開示義務は、そのような貸金業者の専門家性と消費者との間にある信頼・依存関係に基づく専門家責任としての説明義務として捉えることができよう。しかし、貸金業法43条がみなし弁済を認めている²⁰⁾ことから、貸金業者には取引履歴の開示についてマイナスの誘因が生じてしまっていて、そのために、取引履歴の不開示に対しては、小野教授が言われるような「開示のいわば手段」としての損害賠償が必要とされている²¹⁾。

¹⁹⁾ 横山美夏「説明義務と専門性」判タ1178号18頁、参照。

²⁰⁾ 貸金業法43条の制定経過・立法趣旨については、森泉章編著『新・貸金業規制法』281頁参照。

²¹⁾ 平成18年4月21日、金融庁は貸金業制度等に関する懇談会「座長としての中間整理」を公表したが、そこでは「現行の『みなし弁済』制度については、貸し手は利息制限法を超える金利が民事上無効であることを説明する必要がなく、借り手は当初の金利支払契約の一部を弁済時に反故にできるという点で、双方の不公正な対応を容認する制度であり、廃止すべきとの意見で概ね一致した。」と述べられている。金融庁ホームページ参照。